

稱すべく支那の郡縣制度とは多少の異同あるものなり。

五部の各部の組織に就きては各部に大人ありし事の外明ならざるを遺憾とす。

如上の考説にして誤謬なからんには章懷太子の後漢書註に高句麗の古の五族を以て其當代の五部に配當せしは誤謬なり。然りと雖若し或る時代に於て一定の舊部族の貴人は一定の新部別の内に編入せしが如き事ありしとすれば此の註は此の點に

於て幾分の眞を傳ふるものなり。

本篇に於ては言語に就て説けるもの多し。余は朝鮮語の知識に淺薄にして言語學に於ては全然無知識なり。言語を説くの資格を全く缺くものなり。而も之を説きしは唯參考に供せんが爲めのみ。本論旨の根底となすものに非る也。其の無稽誤謬の故を以て本論旨を棄てられざらん事を望む。

(大正十年五月二十四日)

版籍奉還始末の研究(下)

澤田章

(六) 姫路藩の版籍奉還建議と伊藤博文

薩長土肥四藩の版籍奉還上表の約二ヶ月前即ち

元年十一月頃姫路藩より版籍奉還の建議を朝廷に差出した。この事に就きては種々の説がある。先づこの姫路藩の版籍奉還建議と伊藤博文との關係

から一言したいと思ふ。「孝子伊藤公」には左の記事がある。

十一月ニ入り播州姫路藩ノ酒井氏ガ其藩ノ土地人民ヲ朝廷ニ奉還センコトヲ出願シタ、伊藤ハ兵庫縣知事デアリ兵庫ハ姫路ノ接近地デアルト云フ處カラナルベシ其願書ハ伊藤ニ頼ンデ朝廷ニ出シタ、此出願ノ動機ニ付テハ姫路藩内ニ種々ノ事情ノアツタ處カラ起ツテハ居ルガ、伊藤ハ當時内部ノ事情ハ知ラズ、知ツテモ表面ハ如何ニモ立派デアル、ソコデ伊藤ハ此機逸スベカラズトナシテ朝廷ニ上書シテ直ニ之ヲ嘉納シ諸藩ヲシテ之ニ倣ハシメント欲スルノ意見ヲ述ベタ、

上書文ノ冒頭ニハ道路ノ説云々トアルモ姫路ノ出願ハ最初伊藤ノ處ニ持來リタルニ相違ナシト聞ク、

之に據れば、姫路藩の建議は兵庫縣知事たる伊藤に依頼して朝廷に差出したものだとある。而して伊藤に之を依頼したる理由は兵庫が姫路の接近地であるといふのであるが、吾人は此説に首肯しかねるのである。寧ろ姫路藩は曩に一時藩務を舉

げて兵庫裁判所に於て兼知した關係に由るものと見る方がまだ幾分の意義がある。若し此時、事實姫路藩の建議なるものが伊藤の手を経たものごせば、伊藤は今少しこの建議の内容を知悉して居るべき筈である。然るに右の姫路藩の建議の處置に對して、伊藤の朝廷へ差出したる意見書なるものは、其建議の内容を全々知らないで書いたものであることは一見して明白である。伊藤の意見書の冒頭に「臣頃日竊に通路之説を傳聞するに、姫路侯書を天朝に奉り自家の政權領地舉て是を奉還せんことを請ふと、臣未だ其事實を詳にする能はずと雖、之を聞て欣躍に堪へず、若し其事をして果して實ならしめば、皇國の幸甚ぞ之に如かん」とあるのは彼の赤裸々たる告白である。決して文飾でもなければ、又わざと風聞に假託したものでないと思ふ。「孝子伊藤公」の著者たる末松子は伊藤の意見書の冒頭に、道路の説云々とあるも姫路

藩の建議は最初伊藤の許に持參して朝廷へ出したものに相違なしと聞くと言つて、繰り返し力説せられて居るが、末松子自からも姫路藩建議の内容を御承如でないさみえて、本文には「酒井氏が其藩の土地人民を朝廷に奉還せんことを出願した」とある。けれども事實姫路藩の建議は自家の政權領地を擧て奉還せんといふのでもなければ、其藩の土地人民を朝廷に御引上を請ふといふのでもない。言はゞ版籍奉還の一般論に過ぎないのである。乃ち其建議文は左の通りである。

王政御一新之御折柄、皇國御一體、朝廷列藩氣脉相通シ不甲候半而者、御成功ニ茂被爲及兼候御儀與、乍恐奉存候、就而者府藩縣之御制度ニ而者、府縣者自ら貫通仕候得共、藩之儀者藩々家法職制等區々ニ而自然隔絶仕、府藩縣三治一致ニ歸シ兼候通弊與、奉存候ニ付、何卒藩之名稱ヲ御改、都而是迄之府縣與一般同軌ニ罷成、其上官之者ハ參朝ヲ茂被免、太事件者伺之上裁決シ、定例等之儀者便宜取扱候様相成候得者、自然御情意皇國中く貫

徹仕、中興之御盛業被爲遂候御儀ニ茂相運ヒ可申哉與、乍恐奉存候ニ付、不願忌諱、此段奉獻言候、誠恐誠惶、版籍奉還、廢藩置縣の必要は夙に伊藤等の唱導する所である。又木戸の如きは既に元年二月之に關する建議を朝廷に差出して居る。姫路藩を以て卒先建議などと言ひ得べきものでない。随つて當時伊藤が姫路藩建議の内容を事實知つて居たものとせば、この建議の處置に對する意見書を朝廷に差出すことは必ず無かつたに相違ない。假りに伊藤は姫路藩建議の内容を知りつゝも、態と風聞に假託し、眞に其版籍を擧て奉還せるものゝ如くして彼の意見書を朝廷に差出したものとすれば、是れ自からを欺き、併せて朝廷を欺くものである。加之ならず折角の堂々たる長文の意見も的なきに矢を放つと一般、何等の効なき事である。早速姫路侯の願を許し、候を公卿の列に加へ、爵位を進め、俸祿を與へ、且優詔を下し賜はるべしなどと論じ

たところまで全く無意義ではないか。伊藤の聰明かくの如き愚をなすものならんやである。此一事を以て考ふるも姫路藩の建議は伊藤の手を経て朝廷に差出したものでないことは斷言し得ると思ふ。當時伊藤は事實姫路藩建議の事を傳聞し、眞に其版籍を奉還するものと思惟し、之を信じたる結果、兼ねて自家の宿論が漸く實現するの機至れりとし此際之を利用して汎く版籍奉還の氣運を喚起せんとする愛國の志が一篇の意見書となつたのである。

一説に伊藤の意見書は姫路藩が第二回の建議を朝廷に差出した後であらふと云ふのがある。之も餘り取るに足りない説であらうと思ふ。乃ち朝廷に於ては右の姫路藩の建議に對し、尙一層詳細に其趣意を書出すべし 指令せられたが爲に、姫路藩に於ては同年十二月第二回の建議を朝廷に差出した。その建議文は左の通りである。

府藩縣御制度之儀ニ付不顧僭越不敬鄙存之趣默言仕候處、猶一層細密申上候様御沙汰ニ付左ニ奉申上候府縣之儀者朝廷ヨリ諸藩人材御拔擢ニ而、上等官三者夫々官位等賜リ、專任仕候儀、別而府之儀者、堂上御任職罷成候儀ニ付下情等一々上通仕、自然皇意貫徹仕候得共、藩之儀者自ら其藩々舊格職制等區々之上、地方ニヨリ京師ヨリ百里二百里或ハ三四百里茂隔居候ニ付諸布告筋等者相達候得共、何分遐陬僻郷之儀ニ付、風俗等固陋ニテ兎角朝廷之御情意通シ兼候勢茂有之候、是全土地之儀者朝廷ヨリ御預リ申居候ニ不心付、銘々我土地與存居候舊習之心得違ヒ有之候故、自然朝廷刻藩之間隔絶之弊習茂相生シ可申哉ニ乍恐奉存候、右ニ付今般御一新ノ廉ヲ以、一旦土地御引上ニ相成改テ御預ク與申沙汰ニ相成、藩ノ名稱御改ニ而府縣與被成、申迄茂無之候得共兼而御布告之通、門閥ニ不拘、人材登庸任舉仕、其執政參政等者、輪番ニ而京師へ相詰居、時宜ニヨリ官位等茂賜リ、大事件者參朝之上相伺、裁決仕候様相成候ハ、皇領之府縣與同一軌ニ罷成、自然御情意皇國中ニ貫徹仕、乍恐中與之御偉業被爲遂候御儀茂ニ相

運と可申哉ニ奉存候ニ付、不願忌諱此段再應獻言仕候
誠恐誠惶、

右の建議文によつても姫路藩が其版籍を擧げて奉還する意味はない。只藩の名を改めて府縣と同一軌にし維新の鴻業を遂げられたいと云ふ意見に止まるのであつて、第一回の建議と大差ないのである。されば伊藤の意見書は第二回の建議後としても、如上の論據に何等支障矛盾を來すことはないが、先づ姫路藩が最初建議を朝廷に差出した時を一考する必要がある。乃ち元年十一月は御東幸中で岩倉三條西郷を始め、木戸大久保等要路の人々は皆東京に滞在中の時である。姫路藩の建議は十一月月上旬か中旬か下旬か判然しない、假りに上旬頃といふ説に従ふとしても、この建議は京都の太政官に差出したものに相違ないから、これが一旦東京へも回達せられてから、その指令に接する迄には餘程の日數を要したことと思ふ。京都の留

守官で直に處置するといふやうな問題と、其性質を異にするだけそれだけ容易のものでなかつたに相違ない。それ故この建議の指令は早くとも十二月に入つてから下つたものであらうと思ふ。事によると、十二月も八日には車駕東京を發して西還あらせらるゝに至つた次第であるから、或は同月二十二日京都に着輦後に於て指令が下り、第二回の建議は十二月も餘程押迫つて差出されたものでないかと想像せらるゝのである。然るに一方伊藤の意見書に「今將に東北之賊平定に歸し干戈庫に納らんと欲するの時に至て」などゝある文句と史實とに據つて考へると、伊藤の意見書を朝廷に差出したのは、十一月頃と見るが最も穩當なるやうに思ふ。十二月に入つてからとしても、姫路藩最初の建議の指令以前であつて、第二回建議の後とする説には何となく首肯しかねる點がある。

それから、右の姫路藩第二回の建議に對して、

は、朝廷に於て何等の指令がなかつた。而して二年正月薩長土肥四藩が版籍奉還の上表をなすに及んで、之に對しては早速嘉納せらるゝ旨の指令があつた。是に於て姫路藩にあつては、全月二十八日我が藩の建言と同様の趣旨を建言せる他藩の建言を御採用になるならば、我藩にも同様の御沙汰を蒙りたいといふ稍詰問的の懇願書を太政官に差出した。乃ち其文は左の通りである。

昨冬中府藩縣之儀ニ付不憚忌諱獻言仕候處、猶一層細密可申上旨御沙汰ニ付、不願鄙存縷々奉申上候、然處先頃來同様之旨趣獻言仕候藩々茂往々有之趣傳承仕候、右藩々獻言之旨趣御採用ニ相成候節ハ、奉申上候ニ茂不及儀與者奉存候得共、同様之御沙汰被成下候様仕度、此段前以奉懇願置候以上、

正月二十八日

酒井雅樂頭

辦事御中

仍つて朝廷に於ては、右の上書に附紙し「其方獻言ノ趣意頃日諸藩ヨリ献白之意味ト致相違候間御

沙汰無之候事」と指令したのである。之に關し朝廷の姫路藩に對する處置は大に疑ふべきものであつて、殆んど其意嚮を解するに苦しむと云ふ説がある。この事に就きて序手に一言して置きたいと思ふ。前に引用した三上博士の「版籍奉還に關する一問題」の中に朝廷の姫路藩に對する處置は俗言でいつて見れば、姫路藩は踏付けにされたといつても格別過言ではあるまいと思はるゝ程である

姫路藩の建白と薩長土肥四藩の版籍奉還の上表と何處が違ふかと詮索して見ると、詰り四藩のは版籍を朝廷へ差上げませうと云ひ、姫路藩のは朝廷へ御引上げ下さいと云ふので、畢竟辭令の相違に違ぎないので。尤も當時姫路藩の建白に沙汰の無かつた事情に就いては、委しい事は知らないが今日の政黨間の事情や、政府と議會との間柄の形勢などを見て、當時を推測すると、随分邪推も起り兼ねない。たとへば姫路藩から出た建白書の趣

旨は成程尤である。併しながら姫路藩は一旦朝敵の恣になつて、開城迄したのである。それ故有力

なる大藩から見れば、何を小癩な、敗餘の小藩の癖に、天下の事は我々の大藩あるのみといふやうなものでは無かつたらうかと、後世には推測するものがあるに相違ない。併し當時の政界の事情に通ずる人々に聞けば、左様の推測は政黨屋根性である。御維新當時の公明正大なる人士にはさらさらそんな意味は無かつたのであると異口同音に言はれる。然らば姫路藩の建言に何故沙汰せられなかつたかといふ意味は全く分らなくなりますが、いふ意味を述べられて居る。又吉田東伍博士の著「倒叙日本史」の中にも、政府は當初姫路藩の建議を以て暴論となし或は潜越となしたりといふ意味に書かれてあつたやうに記憶して居る。其他兩博士と同様の意味に書いたものが、其後尠からずあるやうである。此等は姫路藩の建議なるものに就い

て、今少しく精細に玩味せられたならば、決して斯くの如き疑念の生ずる筈はないと思ふ。

既に前に述べたる如く、姫路藩の建議は第一回第二回共に自藩の政權領土を擧げて奉還せんといふのではない。又自藩の土地人民を朝廷に御引上を請ふといふのでもない。御維新の折柄皇國は一體ならざるべからず、故に藩の名稱を改めて都べて府縣を同一軌にせられたいといふ抽象的意見に過ぎない。薩長土肥四藩が各其版籍を擧げて之を朝廷に上るといふ具體的の意見とは全く異なる點に留意せねばならぬ。三上博士は四藩の上表は版籍を朝廷へ差上げませうと云ひ、姫路藩の建白は朝廷へ御引上げ下さいと云ふ辭令の相違いに過ぎないと説明せられて居るけれども、單に差上げる引上げるの辭令の相違とのみ見ることは出来ない。若し姫路藩がこの時自藩の版籍を擧げて朝廷へ御引上を願ひたいと云ふ上表ならば、博士の解釋も

誠に至當であるが、根本に於て異つ居る抽象的意見と具體的意見とは混同すべきでない。

姫路藩の建議の如く、府藩縣の三治は一致し難き事情あるを以てすべて藩を改めて府縣制となすことは誠に尤な意見であるが、當時政府に於ては夙に其必要を認めて居たのである。姫路藩の建議を俟つて始めて其必要を感知したのではない。獨り政府のみならず天下の識者は皆同意見であつたらうと思ふ。畢竟版籍奉還廢藩置縣は維新變革の大勢に伴ふ自然の歸趣である。只之を如何にして實現すべきかが問題である。木戸等の苦心焦慮も之に外ならないのである。而して木戸が薩長兩藩相提携して此問題を解決せんと欲し、之を大久保に諮り大久保の快諾を得て其劃策大に進捗しつゝある際、姫路藩最初の建議は朝廷に差出されたのである。而かも其建議たるや何等具體的の意見でない。之に對して政府は其可否を指令すべき限り

でないが、突如として姫路藩が右の建議を差出した理由并其趣旨が判然しないやうに思はるゝ點がないのでもなかつたから、念の爲に、尙ほ一層詳細に其趣意を書出すべしと指令したのである。然るに第二回の建議なるものも第一回と全く同趣旨であつて、稍之を詳細にしたに過ぎぬ。何等具體的意見を認むる點はないのである。「今般御維新之廉を以て、一旦土地御引上に相成、改而御預けと申沙汰に相成、藩之名稱御改にて府縣と被成」と云つたところで、先づ姫路藩の土地を御引上げになつて左様成されたいと云ふ意見でない。各藩の土地を一旦御引上げになつて府縣と同一軌になるれば自然中興の偉業も遂げさせらるゝを得んと云ふ抽象論である。政府に於てもは斯る建議に對して兎角の指令をなし得べき性質のものでない。之に對して政府が何等の指令を下さなかつたことは誠に其當を得て居る。吾人は却つてこの政府の處

置を疑ふ人々の意嚮を解するに苦しまねばならぬ殊に姫路藩が第二回の建議を朝廷に差出した十二月に於ては既に薩長二藩の版籍奉還の計劃は略定まつた時で、最早抽象的意見を論議する時代でなく具體的實行の時代である。それにも拘はらず姫路藩が抽象的意見を繰返して居る間に、愈薩長土肥四藩の版籍奉還となり、尋いで又四藩に倣つて版籍奉還をなす諸藩が相踵ぐ有様となつた。是に於て姫路藩は稍狼狽の體で先頃來我藩の意見と同様の建言をなす藩々もあるやうなれど此等の建言を御採用になるならば我藩にも同様の御沙汰を蒙りたいと云ふ詰問書のやうな懇願書のやうな曖昧不徹底なる上書をなすに至つたのは寧ろ姫路藩の爲に惜むべき事である。仍つて政府に於ては其藩の建言の趣意と頃日諸藩よりの建白の意味とは相違せるを以て御沙汰これなしと拒絶したのである。是れ至當の處置である。「史談會速記録」第百五十

九輯の「姫路藩版籍奉還卒先建議之顛末」の中にも「焉ンゾ圖ラン曩キニ版籍奉還ノ趣旨ニ出デ、而シテ列藩上表ノ意ト正ニ符合セル建言ノ、却ツテソノ意味相違セリトノ指令ヲ受ントハ」と憤慨せられて居るが、之は憤慨する方が誤つて居るのである。薩長土肥の四藩は勿論其後版籍奉還の上表をなせる列藩は何れも自藩の封土を擧げて奉還する意を明にして居る。姫路藩の建議の如き抽象的意見に止まるものと正に符合すると見ることは出来ぬ。根本的相違のある事を知るべきである。されば其後姫路藩に於て二年二月十五日更めて又上表を朝廷に差出し自藩の版籍を擧げて奉還せんことを請ふに及び、朝廷に於ては直に之を嘉納せられ、薩長土肥四藩と同様の指令を下された。之を以ても政府の處置の公明正大なことは分るのである。若し假りに姫路藩が第一回或は第二回の建議に於て、自藩の封土を擧げて奉還し、又は朝廷へ

御引上げを請ひしならば、朝廷に於ても之に對して指令せぬわけには行かぬ。必ず何等かの指令を下したに相違ない。或は伊藤の意見書の如く、速に之を嘉納し、藩侯を厚遇して天下の耳目を一新するの舉に出でたかも知れない。兎に角當時一方

には薩長二藩の版籍奉還の計劃が進捗しつゝあつた時代だけに政府が如何なる處置に出でたかは餘程興味ある問題であつたに相違ない。萬々一右のやうな具體的建議をも政府が握潰にして何等の指令を下さなかつたならば、それこそ政府の處置は如何なる非難を受けても、如何なる邪推をせられても、辯解の辭はないのである。萩野博士の著「王政復古の歴史」の中に姫路藩の如き維新の政變に何等の功績もない舊幕府の譜代大名をして版籍奉還の唱首たらしむるを好まず、元勳たる薩長の大藩が之を主張して卒先するを以て最善の方法と信じた爲であらうと云ふやうな解釋も始めて首肯さ

ることになるのである。加之ならず姫路藩の建議はその結果の如何に拘はらず、天下に卒先して版籍を奉還せる功績は千古没すべからざるものがあつたのである。然るに姫路藩が此舉に出でなかつた事は返すくも遺憾とせざるを得ぬ。

元來姫路藩は持に徳川家との因縁淺からざる譜代大名である。慶應三年二月藩主酒井忠績が大老職を罷めるに及んで、養嗣子忠淳が封を繼いだ。而して忠淳は同年十二月晦日大阪城中に於て老中の首班に列せられたが、幾もなく伏見鳥羽の開戦となり、終に前將軍慶喜に隨つて江戸に逃走し、朝敵の位置に立つたのである。之が爲に明治元年正月十七日朝廷に於ては備前藩兵をして姫路城を徇へしむることとなつた。當時姫路藩に於ても他の諸藩の如く新舊思想の衝突内訌は免れなかつたが、藩内の尊王黨が再び勢力を得て、藩主の不在に拘はらず、養子直之助を奉じて恭順罪を待つ事

とし直に開城したのである。仍つて朝廷に於ては同年二月二十七日兵庫裁判所總督東久世通禧に命じて、姑く其藩務を兼知せしめた。既にして同年五月五日に至り前藩主忠績は江戸に於て書で大總督府に上り、私家は徳川家の臣僕である。假令主家は寛宥の御聖慮によつて其咎は免るゝとも、累世の恩義を顧みず主家と並列比肩することは臣子の分として忍び難い。飽迄も主家に隨從して國恩に報じたいと思ふ。領地は忠悳既に天譴を蒙り且御變革の折柄なれば召上げらるゝは當然の事にて聊遺憾なしといふ意味を哀願した。是れ順逆の大節に於て誤つて居るのであるが、當時に於ては其衷情は實に憫むべきものである。之と略同様なのは上總請西藩主林忠崇が飽迄も徳川臣屬の義を明にせんが爲に、版籍を棄て、家臣數十名と共に遊撃隊に合し、征討軍に抗した事である。其陳情書に言ふ所は、全く忠績と其揆を一にするものと見

て差支ない。然るに朝廷に於ては姫路藩が恭順謹慎を表したるに對し、五月二十日、藩主忠悳に蟄居を命じ、直之助忠邦に其封を繼がしむることゝし、同時に軍資金拾五萬兩の獻納を命じた。ところが姫路藩に於ては、江戸に於て忠績が哀願書で大總督府に差出した事を聞いて大に驚き、六月其取消願を朝廷へ差出したが、朝廷に於ては特と忠績の心底を質した上で、追つて沙汰すべしとの指令であつた。而し忠績は遙々江戸に出掛けて來た家老の諫言も聽入れず、遂に松平確堂、田安慶頼の執奏によつて、徳川家領の臣民たるを許されたのである。

姫路藩に於ては、右の本領安堵の恩命に接したる後、藩主並家臣の入京を請ひて許され、京都堀川二條上ル元屋敷並大阪中島なる藏屋敷等も下渡され、同年七月家老河合屏山が出京朝命を受くるに及んで大に藩政の改革を行つたのである。屏山

は夙に勤王の志厚く、能く藩論を制して順逆の道を誤らしめなかつたのであるが、版籍奉還の建議もこの屏山の主唱によつて呈出せらるゝに至つたことは疑ひないやうである。乃ち「史談會速記録」の「姫路藩版籍奉還卒先建議之顛末」の中に左の如く書いてある。

是時ニ當リテ藩士武井守正恰モ外交方ヲ命ゼラレテ京ニアリ屏山乃チ守正ニ告ゲテ曰ク、今ヤ王政古ニ復シ天下漸ク平定ニ向ハントス、然リト雖ドモ猶刻藩ノ諸國ニ割據シテ各々兵馬ノ權ヲ有スルアリ、斯ノ如クンバ實權何レノ日カ朝廷ニ歸セン、之ヲシテ眞ノ王政復古ニ致サシメンニハ須ラク封建ノ制度ヲ解イテ郡縣ノ組織ニ復セザルベカラズ、然レドモ事遽カニ行フ可カラズ、宜シク形勢ヲ見テ、ソノ時機ヲ失スルコトナク、務メテ報道ヲ怠ルコト勿レト、時ニ藩士近藤篤亦史生外交掛ヲ命ゼラレテ京ニ到ル、二人乃チ共ニ苦心シテ列藩ノ動靜ヲ察シ時機ヲ覘フ、明治元年十月ニ至リ一日二人大目付松崎甫ト京師二條ノ藩邸ニ會シ相謀ツテ曰

ク、今ヤ政朝廷ニ歸シ、東北亦平ラズ、而シテ雄藩ノマタ覇ヲ圖ラントスル者無キガ如シ時機至レリト、近藤篤ヲシテ馳セテ姫路ニ還リ之ヲ屏山ニ告ゲシム、屏山之ヲ以テ藩主直之助ニ説キ、藩主其議ヲ容ル、屏山即チ藩儒菅野狷介ニ旨ヲ授ケテ其建議書ヲ起草セシメ十一月初旬藩主ノ名ヲ以テ之ヲ上ル……惟フニ王政復古ノ確立ハ郡縣制度ノ建設ニ基キ、郡縣制度ノ建設ハ諸侯ノ藩籍奉還ニ起源セズンバアラズ、屏山則チヨク衆ニ先ジ機ヲ制シ以テ藩主ヲシテコノ議ヲ上ラシム、コレヨリ天下ノ形勢一轉シテ以テ薩長土肥四藩ノ上表ヲ促スニ至レリ、東北同盟軍平定ノ後ニ於イテ爲政家ノ腦裡ニ盤レル問題ハ實ニ夙ク屏山ニヨリテ解決セラレタルナリ。

而しながら姫路藩の建議の爲に、天下の形勢が一轉して以て薩長土肥四藩の上表を促すに至つたといふのは、其當を得た見解でない。四藩の版籍奉還の上表と姫路藩の建議とは全く没交渉であることは以上論じたる所によつて明白である。姫路藩

の建議を朝廷に差出した當時は、既に東北も平定に歸し藩治職制の公布となつて各藩とも其藩政に一
大改革を餘儀なくせられた時代であつて、各藩の
有志中にはこの際府藩縣を同一軌の制度にするに
如かずと論ずるものゝ尠くなかつたことは、曩に
引用した廣澤の書翰の中にも見えて居る通りであ
る。獨り姫路藩のみに限らなかつたやうである。

而かも姫路藩がこの機を捉へて版籍奉還の建議を
突如朝廷に差出した所以は何處にあるかといふこ
とを考察して見ねばならぬ。是れ偶然にも前に述
べた仙臺藩土眞田喜平太が、將軍の大政奉還の事
あるに及び、屢次藩主の上京を促し、此際機を失
せず速に上京して版籍奉還の建議をなされるれば三
百諸侯の未だ言はざる所であるから機先を制して
天下の議論を壓するに足らんと言つたと同一轍に
出たものである。乃ち姫路藩が本領安堵の恩命に
浴した事は意想外の喜びであつて、此上は益々勤

王の實を擧げて皇恩に報いたいといふ動機に出た
ものであらうと思ふ。丁度長藩が勅勘解除の恩命
に浴し、其謝恩の意味に於て、石豊二州の占領地
を朝廷に獻納する上表を差出したと同じやうな意
味合も含まれて居たのではなからうか。尤も姫路
藩の建議は具體的の上表でなかつた點が異なつて
居るが、其動機は同一であると見て差支なからう
かと思ふ。

(七) 版籍奉還と郡縣制度

二年正月、薩長土肥四藩連署上表の顛末が江戸
なる木戸の許に達せられたのは同月二十九日であ
つた。木戸は之を聞いて大に喜び、早速書を三條
岩倉兩卿の許に寄せて、車駕再幸の機に乗じて將
に版籍奉還の處置をなさんことを要むると共に、
一方にはこの際、出來得るだけ多くの藩々が版籍
奉還を奏請せんことを希望し、諸藩の有志と會す

る毎に天下の大勢を論じ、大義名分を正すの必要なる所以を勸説するに努めたのである。かくて幾もなく二月廿七日木戸は東京を去つて三月三日京都に歸ることゝなつた。

是時に當つて、京都に於ては版籍奉還の處置問題に關して議論紛々たる有様で、何等一定の方針を立つるまでには至らなかつた。是れ因襲久しきに涉れる封建の制度を一朝にして廢滅し、版籍を朝廷に沒收するが如きは誠に容易ならざる大問題であつて、各藩主従の直接利害關係に於ても深甚なるものあるは言ふ迄もなかつたからである。乃ち當時に於ては版籍奉還は直に後の廢藩置縣を意味するものではなかつた。諸藩の版籍を朝廷に收めて郡縣制度を實現するには未だ時運の熟せざるものゝあつたことは争ふべからざる事實である。殊に版籍奉還の主動者たる薩長土肥の四藩に於ても其處置問題には議論區々たる有様であつて、四

藩の上表文に就いて見るも、版籍奉還即ち廢藩置縣の實行を期するの趣意でなかつたことは明かである。この四藩の上表文は木戸の草案に成つたと云ふことであるが、大義名分を基礎として版籍を奉還するといふ如何にも堂々たる文章である。併しながら奉還せる版籍の處置に關しては「願くば朝廷其宜に處し、其與ふべきは之を與へ其奪ふべきは之を奪ひ、凡列藩の封土更に宜しく詔命を下し、之を改め定むべし」とあつて、急激に藩を廢し縣を置くが如き考を有して居なかつた點に留意せねばならぬ。是れ曩に慶應三年十二月尾藩主徳川慶勝が朝廷へ建議せる文中「諸侯一般殘らず領土を返上し、普下卒濱悉く皆王土の體裁となりたる上、新に朝廷より新地を割きて封疆を定めらるれば皇化維新の境が判然と相立つべき御處分なり」といへると何等懸隔する所がないのである。又姫路藩の版籍奉還建議の中に「今般御維新之廉

を以、一旦土地御引上げに相成、改めて御預けと申御沙汰に相成、藩の名稱御改にて府縣と被成云々」とあるのも全く同意味である。其他薩長土肥四藩に繼いで版籍奉還の上表をなせる百數十藩に就いて見るも、大多數は四藩に倣つて版籍を奉還すると云ふに止まつて、一として廢藩置縣の具體的意見を有するものはなかつたのである。乃ち彼等が版籍の處置は朝廷に一任するといふ眞意は假令ひ版籍は奉還しても、必ずや朝廷より改めて本領安堵の指令に接するものと思惟して居たやうである。從來幕府より與へられた判物が、直接朝廷より與へらるゝ形式に變はるに過ぎないものと思惟したのが一般の思想であつた。

然るに當時兵庫縣知事たる伊藤は年壯氣銳に任せて盛に急激なる郡縣論を唱へ、各藩に令して悉く版籍を奉還せしめ、その藩主は公卿と同列として貴族と稱し、歐米各國の議院制度に倣ひ、舊藩

主は上院の員に備へ、又舊藩臣は各其適所に任用すべしなどと論ずる勢であつたから、何時しか京阪間に「兵庫論」なる新流行語を生ずるに至つたといふことである。隨つて版籍奉還に反對なる同藩士等の反感は益猛烈となり、彼は朝廷あるを知つて毛利家あるを知らざる不忠臣なりと罵り、遂には伊藤に危害を加へんとするものさへ出づる有様となつた。是に於て木戸廣澤等は大に之を憂慮し、三條岩倉卿も亦伊藤を種々慰諭せらるゝ所あり、姑らく伊藤をして危難を避けしむるより外なしとて、二年三月十八日附を以て御用有之東下仰付といふ命を伊藤に達することゝなつた。次いで同年四月十日依願兵庫縣知事の職を免じたのである。

併しながら當時伊藤をして全く神戸を去らしむることは事情許さざるものがあつたが爲に、同月十二日更に徵士兵庫縣判事に任じた。その辭令に「願之趣難被聞食屆候へ共無餘儀次第モ有之、兵庫縣

知事被免候、然ル所何分要港ノ儀ニ付更ニ判事被仰付候、其知事久我維摩ヲ輔翼シ勉勵勤仕候様御沙汰候事」とあるのは當に如上の消息を語るものである。

要するに版籍奉還は時運の趨勢に驅られ、大義名分の一語には何人も公然反對するの理由なく深く藩制の將來などを顧みるに暇あらずして、諸藩競ふが如く翕然として上表を朝廷に差出したのであるが、而かも衷心この奉還には反對と不安との念慮を抱いて居たものは尠なくなつた様である是れ獨り長藩のみならず、薩土肥其他の諸藩皆然りといふ有様であつて、殊に薩藩の如きは島津久光が強硬なる大反對者であつたが爲め、大久保等は非常に困迫したのは有名なる話である。又當時西郷隆盛が薩藩の舊慮に隱退せるに及び種々なる流言浮説を生じ、諸藩の不平反對の徒は之に乗じて政府の施政を攻撃し、中には官吏と氣脈を通じ

て、飽迄も政府の開國新取的政策に反抗せずんば已まずといふ氣勢を示し、動ともすれば暴舉に出でかねまじき有様であつた。是に於て三條岩倉兩卿等は深く之を憂ひ、將に車駕再幸の上、公議輿論によりて國是を議定せんとするに當つても、豫じめ政府の基礎を定めて置く必要がある。それには維新の中堅たる薩長兩藩主及西郷を起して廟議に預からしめ、以て天下の信を厚くするがよいとして、之を大久保木戸等に語り、遂に勅使を薩長二藩に派遣せらるゝことゝなつた。而しながら勅使派遣の結果も豫期の成果を收むるに至らず、又東京に於ける百官諸侯の會議に於ても、將た公議輿論の諮詢に於ても、この版籍奉還の處置問題は議論紛々として容易に歸着しさうになかつたが、漸く岩倉卿の折衷説によつて知藩事の設置となり「當分の内は従前の領地を守護せしめ、封建の姿に郡縣の意を寓すべし」といふことになつたのであ

る。尙ほ此等の顛末内情に就いて詳説すべきであるが、餘りに長文に涉り誌面をふさぐを以て一先

づ茲に筆を擱くことをする。

世界史の使命 (一)

元東京帝國大學教師 伯林大學講師

ドクトル ルード井ヒ・リース 原著

文學博士 坂口 昂

文學士 安藤 俊雄 共譯

譯者いふ。本篇はリース博士の近著、『世界史』第一卷の緒論を形作るAufgabe der Weltgeschichteに題する一章の譯文である。この章十二節に分れ、原書の巻首四十七頁を占む。本號収録する處はその前約三分の一に相當し、殘部は尙ほ次號以下に續出すべし。原著には殆んど本文に同一分量の頗る用意周到なる備考が添へられて相俟ちて讀者の啓發に資する所あるも、譯者の業のまたこゝに及び得ないのは遺憾である。然れども譯文

は出来るだけ原文原意に忠實に、而も原書との對照なしに理解しうるやうに努めたから、庶幾くば本篇の讀者も、吾が史學界に因縁淺からざる老史家から宛がら上掲の重要問題に關する所論が親しく講述さるゝを傾聽するの感あらんことを。若しそれ原著全體につきては本號別に所載にかゝる共譯者の一人の品性に屬目されたい。